

議案第10号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

加西市長 西村 和平

加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成12年加西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「37,200円」を「37,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「55,800円」を「56,700円」に改め、同項第4号中「66,900円」を「68,000円」に改め、同項第5号中「74,400円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「89,200円」を「90,700円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の右に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「96,700円」を「98,200円」に改め、同号ア中「190万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「111,600円」を「113,400円」に改め、同号ア中「190万円」を「210万円」に、「290万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「126,400円」を「128,500円」に改め、同号ア中「290万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「133,900円」を「136,000円」に改め、同号イ中「除く。）」を「除く。）」に改め、同項第11号中「148,800円」を「151,200円」に改め、同条第2項中「令和元年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「22,320円」を「22,680円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「22,320円」を「22,680円」に、「37,200円」を「37,800円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「22,320円」を「22,680円」に、「52,080円」を「52,920円」に改める。

附則第7条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ及び第10号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係

る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加西市介護保険条例第6条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(審議資料)

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に伴う令和3年度から令和5年度の3年間に適用する第1号被保険者の保険料の改定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、文言を修正する必要が生じたため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・第1号被保険者の保険料改定を行う。

第7期(H30～R2)				第8期(R3～5)			
所得段階			保険料	所得段階			保険料
1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.5 (0.3)	37,200円 (22,320円)	1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.5 (0.3)	37,800円 (22,680円)
2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.75 (0.5)	55,800円 (37,200円)	2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.75 (0.5)	56,700円 (37,800円)
3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	0.75 (0.7)	55,800円 (52,080円)	3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	0.75 (0.7)	56,700円 (52,920円)
4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	66,900円	4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	68,000円
5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1	74,400円	5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1	75,600円
6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	89,200円	6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	90,700円
7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.3	96,700円	7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	98,200円
8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.5	111,600円	8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	113,400円
9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.7	126,400円	9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.7	128,500円
10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.8	133,900円	10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.8	136,000円
11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上	2.0	148,800円	11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上	2.0	151,200円

備考: 低所得者の軽減強化として、第1段階から第3段階は公費による負担軽減が実施されている。

- ・介護保険料の減免における「新型コロナウイルス感染症」の定義の変更